

「第7期神戸市障がい福祉計画・第3期神戸市障がい児福祉計画（案）」の概要について

1. 計画の概要

(1) 趣旨

障害者総合支援法に基づく「神戸市障がい福祉計画」及び、児童福祉法に基づく「神戸市障がい児福祉計画」について一体的に策定する。

(2) 計画期間

2024年度から2026年度の3年間

(3) 計画の目的・成果目標

【目的】

障がい児者が日常生活又は社会生活を営むための総合的かつ計画的な支援の実施

【目標・施策の柱】

- ①施設入所者の地域生活への移行
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障がい児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
- ⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

2. 計画策定スケジュール

【2023年】

- | | |
|---------------------|------------|
| ・第1回 障害者施策推進協議会 | 7月開催 |
| ・障がい者関係団体等へのヒアリング | 8月実施 |
| ・第2回 障害者施策推進協議会 | 9月開催 |
| ・第3回 障害者施策推進協議会 | 11月開催 |
| ・意見提出手続き（パブリックコメント） | 12月8日～1月9日 |

【2024年】

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| ・第4回 障害者施策推進協議会 | 2月上旬開催予定 |
| ・第7期神戸市障がい福祉計画、
第3期神戸市障がい児福祉計画開始 | 4月1日 |

(案)

神戸市障がい者プラン

第7期神戸市障がい福祉計画
第3期神戸市障がい児福祉計画

令和●年●月

神戸市

目 次

第1章 はじめに	1
(1) 位置づけ	1
(2) 計画の検証	1
第2章 障がい福祉に関わる施策の動向・新たな課題	2
(1) 国の動向	2
(2) 本市の課題	2
① 相談支援の充実	3
② 重度障がいのある人などを支援するサービスの充実	3
③ 地域移行のさらなる推進	3
④ 就労に向けた支援	3
⑤ 高齢化への対応	4
⑥ 親なき後へのそなえ	4
⑦ 人材の確保・育成	4
⑧ 災害・感染症対策	4
第3章 成果目標について	5
(1) 施設入所者の地域生活への移行	5
① 障害者支援施設から地域生活への移行者数	5
② 施設入所者の削減	5
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
① 退院後1年以内の地域における平均生活日数	6
② 入院後の退院率	6
③ 1年以上長期入院患者数	6
(3) 地域生活支援の充実	8
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	9
① 福祉施設から一般就労への移行者数	9
② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所割合	10
③ 就労定着支援事業の利用者数	10
④ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所割合	10
⑤ 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める	10

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	12
① 児童発達支援センターの設置および障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	12
② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	12
③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	13
④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置	13
⑤ 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるよう にするための移行調整の協議の場の設置	14
(6) 相談支援体制の充実・強化等	15
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	16
第4章 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策	17
(1) 訪問系サービス	17
(2) 日中活動系サービス・療養介護・短期入所	18
(3) 居住系サービス等	20
(4) 相談支援	21
(5) 障がい児福祉サービス	22
(6) 発達障がいのある人に対する支援	23
(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	25
(8) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み	26
(9) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み	28
第5章 地域生活支援事業の種類ごとの見込量と確保の方策	29

「障害」のひらがな表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害」のひらがな表記については、障がいのある人や関係者の中でも意見が分かれています。国の障害者政策委員会の意見では、「法制上の「障害」の表記のあり方について、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討」とされています。

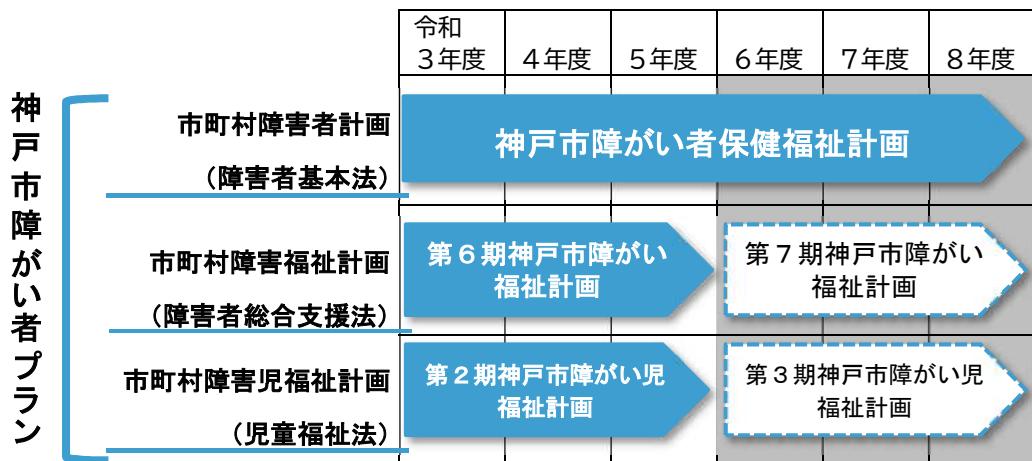
神戸市では、「神戸市障がい者保健福祉計画2010後期計画（平成19年2月策定）」から、計画の中で「障がい」と表記しています。

第1章 はじめに

(1) 位置づけ

神戸市では、障害者基本法第11条第3項で規定されている「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を互いに連携し整合性をとりながら推進していく必要があるため「神戸市障がい者プラン」として一体的に策定しています。

「第7期神戸市障がい福祉計画・第3期神戸市障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)は令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定します。本計画では具体的なサービスについて見込み量と確保の方策を示します。



(2) 計画の検証

本計画は神戸市障害者施策推進協議会にて議論を行い策定します。また、地域の実情を把握するため、障がい者関係団体などからのヒアリングや、神戸市自立支援協議会や神戸市発達障害児（者）支援地域協議会、神戸市療育ネットワーク会議など障がい福祉の推進に資するためのその他協議の場より意見聴取を行いました。

成果目標および指標について、年1回実績を把握し、その結果を公表します。神戸市障害者施策推進協議会の意見を踏まえてP D C Aを行います。

第2章 障がい福祉に関する施策の動向・新たな課題

(1) 国の動向

令和3年度に第6期神戸市障がい者福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画(以下、前計画)を策定後、国においてはさまざまな法改正等が行われてきました。

障害者総合支援法については、法施行後3年の見直しが行われ、令和4月12月に改正障害者総合支援法等が成立しました。改正障害者総合支援法等では、障がいのある人などの希望する生活を実現するため、障がいのある人などの地域生活を支援する体制の充実や就労の支援の強化などが図られています。

また、障がいのある子どもへの支援についても、医療的ケア児支援法の成立や児童福祉法の改正、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針の策定などにより、専門的で質の高い支援体制の構築が進められています。

さらに、障がいのある人の社会参加に関して、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通を進めるために、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立されたほか、令和3年の障害者差別解消法の改正により、行政のみならず、事業者にも障がいのある人への合理的な配慮の提供が義務化されました。

国際的な動きをみると、平成26年に日本が批准した障害者権利条約に基づき、国連の障害者権利委員会による初めての審査が行われ、令和4年9月に日本政府への勧告が出されました。

このような国の動きや国際的な動きを踏まえて、本市において今後の取り組みを検討していくことが求められています。

(2) 本市の課題

本市の課題を把握するにあたって、障がい者関係団体などへのヒアリング、自立支援協議会や障がい福祉の推進に資するその他の関係会議において意見集約を行いました。いただいた意見には、相談支援の充実、重度障がいのある人などを支援するサービスの充実、地域移行のさらなる推進、就労に向けた支援、高齢化への対応、親なき後へのそなえ、人材の確保・育成、災害・感染症対策など、前計画における課題のほか、新たな課題も挙げられました。主な意見としては以下のとおりです。(障がい者関係団体などへのヒアリングや関係会議からの意見については●●章「ヒアリング・関係会議意見のまとめ（仮称）」参照)

①相談支援の充実

相談支援専門員・相談支援事業所が全体に不足しているため、計画相談支援の利用が伸びていないとの意見があり、まずは数の確保により利用者が相談しやすい体制を整えることが必要となります。本市にて実施している補助制度を活用した人材確保・定着の促進を図るとともに、事務書類の簡素化などによる負担軽減も求められています。

②重度障がいのある人などを支援するサービスの充実

重度障がいのある人、医療的ケアが必要な人、強度行動障がいのある人が利用できる生活介護や短期入所、重症心身障がい児・医療的ケア児を適切に支援する放課後等デイサービスなどが不足しているとの意見があります。人材の確保や育成に対する支援が求められています。

③地域移行のさらなる推進

地域移行においては、それぞれの障がいや家族の状況に応じた住まいの確保や自立にあたっての地域資源の充実が求められています。特にグループホームについては、定員数が増加しているものの、市街地立地が少ないとや、重度の障がいのある人や強度行動障がいのある人に対応可能なグループホームの不足について意見があります。日中支援型グループホームや、それぞれの障がい特性に対応可能なグループホームが求められています。

④就労に向けた支援

障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率の段階的な引き上げや、週所定労働時間10時間以上20時間未満の一定要件を満たす短時間労働者を、雇用率に算定できるようになるなど、今後も障がいのある人の就労機会の拡大が見込まれますが、障がい特性に合わせた就労先・勤務形態を見つけることが難しいとの意見があります。

障がいのある人本人の就労能力や特性、希望を踏まえた、働く場の確保や就労移行支援事業所などによる適切なマッチング、さらに一般就労への移行・定着の支援を推進するために関係機関の連携・強化が求められています。

⑤高齢化への対応

65歳到達時に介護保険サービスへ移行するが、相談支援専門員とケアマネジャーとの連携が取れてもおらず不安を抱く障がい者が多いとの意見があります。障がい、介護、医療との連携が求められています。

また、障がい分野以外の機関において、障害福祉サービスに対する理解が薄いため連携が困難との意見があります。介護保険移行へのマニュアル整備や相互理解のための勉強会、情報共有などが求められています。

⑥親なき後へのそなえ

親なき後への不安について意見があります。相談支援の充実やグループホームなどの地域資源の確保が求められています。

また、親なき後に備えて成年後見制度は必要な機能ですが、一度利用し始めると解除や後見人を変えることが難しいなどの意見があります。

⑦人材の確保・育成

障がい福祉サービスの提供における人材の量的な不足とともに、質的な不足が指摘されています。重度障がいや強度行動障がいをはじめ、発達障がい、高次脳機能障がいなどを十分に理解してサービス提供ができる人材が不足しています。地域生活支援を充実させていくためには、人材の確保・育成・定着が不可欠であり、働き続けやすい環境整備やスキルアップの機会づくりなどが求められています。

⑧災害・感染症対策

全国各地で災害が多発しており、医療的ケアが必要な人、重度心身障がいのある人について、個別避難計画を策定するとともに、福祉避難所等の確保・充実が求められています。

感染症対策については、今後新たな感染症が発生した際に、この度の新型コロナウイルス感染症対策の経験則を生かした対応をとることが重要になります。

また、障がいのある人や介護者である家族が感染した場合に適切なサポート体制を確保するとともに、事業者への速やかな支援が可能となるように、対策を講じ備えておくことも求められています。

第3章 成果目標について

※第7期神戸市障がい福祉計画は、「第7期」と表記する。
※第3期神戸市障がい児福祉計画は、「第3期」と表記する。
※第6期神戸市障がい福祉計画（計画期間：令和3～令和5年度）は、「第6期」と表記する。
※第2期神戸市障がい児福祉計画（計画期間：令和3～令和5年度）は、「第2期」と表記する。
※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）【令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号による改正後の全文】は、「国的基本指針（第7期）」または「国的基本指針（第3期）」と表記する。
※本計画において新たに設けられた成果目標、見込み量については、【新】と表記する。

（1）施設入所者の地域生活への移行

①障害者支援施設から地域生活への移行者数

第6期では令和元年度末時点の施設入所者数1,316人の6%以上（79人以上）を地域移行できるように進めてきました。

国の基本指針（第7期）では、令和8年度末時点で、令和4年度末時点の入所者の6%以上を地域移行するように求められており、第7期においても、令和4年度末施設入所者数1,291人の6%以上（78人以上）が令和8年度末までに地域生活へ移行することを引き続き目標とします。

②施設入所者の削減

国の基本指針（第7期）では、令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点の5%以上削減することを求められていますが、障がいのある人の高齢化に伴い、障がいの程度も重度化するなどの状況に鑑み、第7期においても、第6期に引き続き施設入所者数の目標設定を行いません。

なお、市街地立地や重度障がい対応型に重点をおいたグループホームの増設、地域移行のための地域資源の充実に努め、障がいのある人が地域で暮らせるように取り組みます。

また、施設入所者の居住環境の向上や地域における施設の役割の検討も引き続き進めます。

<施設入所者の地域生活への移行に関する実績と数値目標の一覧>

	実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度末まで)
障害者支援施設から地域生活への 移行者数	75人 (令和2年～4年度合計)	78人以上
施設入所者数	1,291人 (令和5年3月時点)	目標設定なし

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①退院後1年以内の地域における平均生活日数

国の基本指針（第7期）においては、精神障がいのある人の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることと示されています。

ただし、この指標は都道府県に対して設定するように示された項目であり、今後の実績数値に関しても国から都道府県に対してのみ示されるため、第6期に引き続き、第7期でも目標設定を行いません。

②入院後の退院率

国の基本指針（第7期）に則り、精神障がいのある人の早期退院に向けて、入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点での退院率を84.5%以上、入院後1年時点での退院率を91.0%以上とすることを目標とします。なお、今後も国から各市町村ごとの実績データが示されない場合は、本市でデータ抽出が可能な医療保護入院患者の退院率で評価します。

③1年以上長期入院患者数

精神病床における長期入院患者の地域移行を進めるため、令和8年度末時点で65歳以上の1年以上長期入院患者数を775人以下に、65歳未満の1年以上長期入院患者数を501人以下にすることを目標とします。なお目標値は、兵庫県において、県全体の目標を各市町の1年以上長期入院患者数の割合で案分することで算出し各市町に示したものです。目標達成に向けて、第7期兵庫県障害福祉実施計画と連携して進めていきます。

<精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する
実績と数値目標の一覧>

		実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度末まで)
退院後1年以内の地域における 平均生活日数		—	目標設定なし
入院後の退院率	3か月	65.5%*	68.9%以上
	6か月	88.8%*	84.5%以上
	1年	96.0%*	91.0%以上
長期入院患者数 (1年以上)	65歳以上	841人	775人以下
	65歳未満	572人	501人以下

*医療保護入院患者の退院率

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針（第7期）では、第6期に引き続き、令和8年度末までに市内に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保することが求められています。加えて、地域生活支援拠点等への効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築も求められています。本市では第6期計画時にすでに全区（9か所）に地域生活支援拠点を整備し、併せて全区に拠点コーディネーターを配置済みのため、いずれも目標設定を行いません。

また、国の基本指針（第7期）では、第6期に引き続き地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することが求められており、本市もこれに則った目標とします。

地域生活支援拠点は整備済みですが、高度な専門人材の確保や、幅広い緊急受入れの体制構築等、引き続き地域生活支援拠点の質の向上に取り組みます。

強度行動障がいについて国の基本指針（第7期）では、強度行動障がいのある人の状況や支援ニーズの把握、支援体制の整備の推進が求められています。状況やニーズの把握については障がい者関係団体や事業者へのヒアリングに加え、次期神戸市障がい者生活実態調査によるニーズの把握を検討します。支援体制の整備の推進については、事業者に対して県が実施する支援者向け研修への参加を促すなど、強度行動障がいのある人の支援体制の促進に向けた取り組みを進めます。

＜地域生活支援の充実に関する実績と数値目標の一覧＞

	実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度末まで)
地域生活支援拠点等の整備	全区整備済み（9か所）	目標設定なし
地域生活支援拠点等への効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新】	全区整備済み（9か所）	目標設定なし
運用状況の検証および検討	年1回実施	年1回以上実施
強度行動障害を有する者の状況や支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備の推進【新】	—	実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

第6期では、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて一般就労に移行する者について、令和元年度の一般就労への移行実績（304人）の1.27倍以上（390人以上）にすることを目標に進めてきました。コロナ禍の影響を受け、令和2年度、3年度と就職者数が減少し、令和4年度は回復傾向にはなっているものの実績は318人に留まっています。

国の基本指針（第7期）では、令和8年度中に令和3年度の一般就労への移行実績（255人）の1.28倍以上（327人以上）とすることを目標としていますが、回復傾向である現状を踏まえ、より高い目標数値となる第6期で設定した数値と同程度（392人以上）を目標とします。

また、就労移行支援事業、就労継続支援事業についても、国の基本指針（第7期）では、令和3年度実績数値を基準にした目標値の算出を求められていますが、算出した数値と第6期目で設定した数値を比較し、より高い数値を第7期目標とします。

【就労移行支援事業】

国の基本指針（第7期）では、令和3年度の一般就労への移行実績（159人）の1.31倍以上（209人以上）とすることを目標としていますが、より高い第6期で設定した数値（249人以上）を目標とします。

【就労継続支援事業】

国の基本指針（第7期）では、就労継続支援A型事業は令和3年度の一般就労への移行実績（37人）の1.29倍以上（48人以上）、就労継続支援B型事業は令和3年度の一般就労への移行実績（51人）の1.28倍以上（66人以上）とすることを目標としています。就労継続支援A型事業は国の基本指針（第7期）に則った数値（48人以上）とし、就労継続支援B型事業はより高い第6期で設定した数値（95人以上）を目標とします。

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所割合

国の基本指針（第7期）において、就労移行支援事業所ごとの実績の確保・向上のために、新たに設定された目標です。国の基本指針（第7期）に則り、第7期では就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数が、就労移行支援事業所全体数の5割以上にすることを目標とします。

③就労定着支援事業の利用者数

第6期では、令和5年度における福祉施設から一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用割合を目標としていましたが、国の指針（第7期）においては就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度実績（147人）の1.41倍以上（208人以上）とすることを目標としています。

定着支援事業については一定周知が図られ、事業開始時と比較し利用者数の伸び率は鈍化していますが、変わらず増加傾向にある現状を踏まえ、伸び率より算出した数値（237人以上）を目標とします。

④就労定着率7割以上の就労定着支援事業所割合

国の基本指針（第7期）に則り、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数が、全体数の2割5分以上にすることを目標とします。

⑤雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める

国の基本指針（第7期）において、一般就労への移行および定着を推進するため、新たに設定された目標です。本市では、各区の自立支援協議会において就労部会が設置済みのため目標設定を行いません。

<福祉施設から一般就労への移行等に関する実績と数値目標の一覧>

	実績 (令和3年度)	目標 (令和8年度末まで)
福祉施設からの 就労移行者数	255人	392人以上
	うち、就労移行支援事業	159人
	うち、就労継続支援A型事業	37人
	うち、就労継続支援B型事業	51人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所割合【新】	—	就労移行支援事業所全体の5割以上
就労定着支援事業の利用者数	147人	237人以上
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所割合	—	就労定着支援事業所全体の2割5分以上
雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するための、協議会（就労支援部会）等を設けた取組の推進【新】	—	目標設定なし

*就労定着率の定義は、第7期計画と第6期計画とで異なります。

第7期：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に

42月以上78ヶ月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合

第6期：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着数の割合

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置および障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針（第3期）では、第2期に引き続き、各市町村に児童発達支援センターを1か所以上を設置することが求められています。本市においては、すでに児童発達支援センターを市内で8か所（令和4年度末時点）設置済みのため、第3期でも目標設定を行いません。

また、国の基本指針（第3期）では、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することが、新たに求められています。本市では、保育所等訪問支援事業所が、児童発達支援センターと併設されているものを含め、市内で25か所（令和4年度末時点）あり、利用状況も増加傾向であることから、インクルージョンを推進する体制が徐々に構築できているものと考えられます。今後も児童発達支援センターをはじめとした各事業所が、保育所や学校などの関係機関と連携し、よりよい支援ができるよう取り組んでいきます。

②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和4年2月）が策定されました。これに基づき、国の基本指針（第3期）では、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保することおよび新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取り組みを進めています。

本市では令和4年1月より、聴覚障がい児支援の中核機能を、神戸市立医療センター中央市民病院「総合聴覚センター」（令和3年4月同病院内で開設）に整備しています。

また、兵庫県が実施する養育支援ネットの活用や、各区役所が実施する新生児訪問・4か月児健康診査の問診等により、新生児聴覚検査及び精密検査の受検状況の把握や未受検者への勧奨に引き続き努めることで、聴覚障がいの早期発見・早期療育に繋げると共に、医療・保健・福祉・教育の連携を強化し、聴覚障がい

児とその家族に対して適切な情報と切れ目のない支援を提供する取り組みを進めます。

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針（第3期）では、第2期に引き続き、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービスを各市町村に1か所以上確保することが求められています。

本市においては、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は市内で1か所（令和4年度末時点）および重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスは市内で16か所（令和4年度末時点）の事業所が指定を受けて事業を実施しているため、第3期でも目標設定を行いません。

今後もニーズの把握に努め、必要な支援ができるよう取り組みます。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

国の基本指針（第3期）では、第2期に引き続き、医療的ケア児支援のための、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携するための協議の場を設置すること、および医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが求められています。

本市においては、医療的ケア児支援のための協議の場として「神戸市療育ネットワーク会議（医療的ケア児の支援施策検討会議）」を設置しているため、第3期でも目標設定を行いません。引き続き医療的ケア児支援のための関係機関の協議を進めます。

また、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置についても、本市では令和4年度末時点で各区に配置済みのため、目標設定を行いません。今後も医療的ケア児の地域生活における支援体制の推進を図るため、医療的ケア児のニーズを的確に把握し、関係機関との総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーターの育成・配置の取り組みを進めます。

⑤障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

国の基本指針（第3期）で新たに設定された目標です。障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場を設置することが求められており、本市もこれに則った目標とします。

<障がい児支援の提供体制の整備等に関する実績と数値目標の一覧>

	実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度末まで)
児童発達支援センターの設置	8か所	目標設定なし
児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築済み	目標設定なし
児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	—	目標設定なし
新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進	—	目標設定なし
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	11か所	目標設定なし
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	16か所	目標設定なし
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み	目標設定なし
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済み	目標設定なし
障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【新】	—	設置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針（第7期）では、基幹相談支援センターの設置および地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することが求められています。

本市においては、国が示す基幹相談支援センターである障害者相談支援センターにおいて地域の障がいのある人の様々な相談を受け障がい福祉サービスなどにつなぐほか、地域の関係機関などと連携して障がいのある人に対して総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、障害者相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業所に対して訪問等による専門的な指導、助言等の後方支援を実施しているほか、初任者向け研修やプラン作成の研修など、人材育成の機会充実を図っており、市全体の相談支援体制の強化に取り組んでいます。このようにすでに体制を確保しているため、第7期では目標設定を行いません。引き続き、障害者相談支援センターと地域の相談支援事業所が連携し、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

また、国の基本指針（第7期）では、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することが、新たに求められています。

本市では、各区の自立支援協議会において個別支援会議の開催および部会設置を実施しており、すでに体制を確保していることから、目標設定を行いません。

引き続き、協議会を通じた取り組みを進め、地域サービスの充実を進めます。

<相談支援体制の充実・強化等に関する実績と数値目標の一覧>

	実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度末まで)
基幹相談支援センターの設置および地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保済み	目標設定なし
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制の確保【新】	確保済み	目標設定なし

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み に係る体制の構築

国の基本指針（第7期）では、第6期に引き続き、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築することが求められています。

本市においては、市で実施している新任研修や県が実施する障がい福祉サービスなどに係る研修への市職員の参加の促進、自立支援審査支払等システムの審査結果の活用、障がい福祉サービス事業所に対する指導監査結果の活用などを実施する体制をすでに構築しているため、第7期では目標設定を行いません。

引き続き、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを進めます。

＜障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築
に関する実績と数値目標の一覧＞

	実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度末まで)
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制の構築	構築済み	目標設定なし

第4章 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて第7期の見込み量を設定します。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については第6期において利用が増加傾向にあり、今後もニーズが高いと考えられることから、第7期においても増加する見込み量を設定します。

重度障害者等包括支援については、全国的にも事業所および利用者ともに実績が少なく、現在のところ本市において利用実績がないサービスのため、見込量を設定しませんが、引き続き事業所へ周知を図ります。

なお、訪問系サービスを含むガイドライン（支給量審査基準）について引き続き検討します。

内容	単位	実績		見込（量） R 5年度	第7期見込（量）		
		R 3年度	R 4年度		R 6年度	R 7年度	R 8年度
訪問系サービス (合計)	利用者数 (人／月)	4,361	4,585	4,842	5,114	5,402	5,709
	延べ時間 (時間／月)	139,066	145,276	152,253	159,669	167,575	176,027
居宅介護	利用者数 (人／月)	3,551	3,748	3,970	4,205	4,453	4,717
	延べ時間 (時間／月)	68,836	70,689	73,259	75,923	78,684	81,545
重度訪問介護	利用者数 (人／月)	233	234	234	234	234	234
	延べ時間 (時間／月)	57,581	61,268	64,544	67,995	71,631	75,461
同行援護	利用者数 (人／月)	499	514	538	563	590	618
	延べ時間 (時間／月)	10,543	10,713	11,225	11,761	12,323	12,912
行動援護	利用者数 (人／月)	78	89	100	112	125	140
	延べ時間 (時間／月)	2,106	2,606	3,225	3,990	4,937	6,109
重度障害者等 包括支援	利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0
	延べ時間 (時間／月)	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス・療養介護・短期入所

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて第7期の見込み量を設定します。

生活介護、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所については第6期において利用が増加傾向にあり、今後のニーズも高いことから第7期においても増加する見込み量を設定します。

就労選択支援は、令和7年度より制度創設が予定されています。就労継続支援のアセスメント利用者数をもとに見込み量を設定します。

就労定着支援については、利用が増加傾向にあり今後もニーズが高いことから、増加する見込み量を設定します。加えて、一般就労や職場定着をさらに進めていくために独自指標を設けます。

自立訓練については、第6期において事業所の新規開設や既事業所の利用者が増えたことで増加傾向となったことから、第7期においても増加する見込み量を設定します。

内容	単位	実績		見込(量) R 5年度	第7期見込(量)		
		R 3年度	R 4年度		R 6年度	R 7年度	R 8年度
生活介護	利用者数 (人／月)	3,384	3,417	3,489	3,562	3,637	3,713
	うち重度障がい者 【新】※ (人／月)	-	3,246	3,315	3,385	3,457	3,530
	延べ日数 (日／月)	64,267	64,719	66,254	67,826	69,435	71,082
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人／月)	35	49	45	46	47	48
	延べ日数 (日／月)	590	788	800	813	826	839
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人／月)	69	112	129	149	172	199
	延べ日数 (日／月)	1,126	1,554	1,826	2,146	2,522	2,964
就労選択支援 【新】	利用者数 (人／月)	-	-	-	-	44	162
	延べ日数 (日／月)	-	-	-	-	83	236
就労移行支援	利用者数 (人／月)	472	453	465	478	491	504
	延べ日数 (日／月)	7,388	7,639	7,708	7,778	7,848	7,919

※重度障がい者：障害支援区分4以上

内容	単位	実績		見込(量) R5年度	第7期見込(量)		
		R3年度	R4年度		R6年度	R7年度	R8年度
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人／月)	871	937	986	1,038	1,093	1,150
	延べ日数 (日／月)	16,837	17,873	18,720	19,607	20,536	21,509
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人／月)	4,358	4,805	5,234	5,701	6,210	6,764
	延べ日数 (日／月)	72,684	80,776	89,087	98,253	108,362	119,511
就労定着支援	利用者数 (人／月)	147	167	186	204	221	237
療養介護	利用者数 (人／月)	286	307	317	327	337	348
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人／月)	603	673	724	778	836	899
	うち重度障がい者 【新】※ (人／月)	—	570	614	662	714	770
	延べ日数 (日／月)	5,384	5,755	5,965	6,182	6,407	6,640
短期入所 (医療型)	利用者数 (人／月)	32	43	47	52	57	63
	うち重度障がい者 【新】※ (人／月)	—	43	47	52	57	63
	延べ日数 (日／月)	111	221	242	264	289	315

※重度障がい者：障害支援区分4以上

★独自指標

一般就労、職場定着に関して独自指標を設定し、障がいのある人の就労支援を進めます。

指標	実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度末)
しごとサポートからの就職者実人数	278人	320人
しごとサポートが支援する職場定着率 (当該年度の1年後の定着率)	89.8%	90%

(3) 居住系サービス等

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて第7期の見込み量を設定します。

共同生活援助については、第6期において利用が増加傾向にあり、地域移行をさらに進めていくにあたって必要なサービスであることから、第7期においても増加する見込み量を設定します。見込み量の確保にあたって、独自指標を設けて、グループホームの定員数の増に取り組みます。

自立生活援助については、利用が増加傾向にあり、第7期においても増加する見込み量を設定します。

施設入所支援については、今後も地域移行を進めていくことから、減少する見込み量を設定します。

障害者地域生活支援拠点に関する項目については、国の基本指針（第7期）から新たに見込むことが求められた項目です。本市においてはすでに令和4年度末時点まで全区9か所に設置済みであり、引き続き機能の充実に向けた検証および検討を実施していきます。

内容	単位	実績		見込(量) R5年度	第7期見込(量)		
		R3年度	R4年度		R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	利用者数 (人／月)	6	13	16	20	24	30
共同生活援助	利用者数 (人／月)	968	1,132	1,303	1,500	1,727	1,988
うち重度障がい者【新】※	利用者数 (人／月)	—	594	656	755	870	1,001
施設入所支援	利用者数 (人／月)	1,318	1,307	1,292	1,278	1,264	1,251
地域生活支援拠点等の設置箇所数、コーディネーターの配置人数および地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証および検討の実施	設置箇所数	9	9	9	9	9	9
	コーディネーターの配置人数【新】	—	9	9	9	9	9
	検証および検討 (回／年)	1	1	1	1	1	1

※重度障がい者：障害支援区分4以上

★独自指標

グループホームについて全体の定員数に加え、重度障がい者の受け入れを推進するため、日中サービス支援型グループホームの定員数に関して独自目標を定めます。また、市街地立地における整備を推進します。

指標	実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度末)
グループホームの定員数	1,356人	2,000人
うち日中サービス支援型グループホームの定員数	59人	137人

(4) 相談支援

計画相談支援は、障がいのある人が適切な障がい福祉サービスを利用するためには必要な支援であり、これまでの利用実績の伸びに加え、本市での相談支援事業所の人材確保支援事業や相談支援専門員定着促進事業などにより、相談支援専門員の増加が見込まれることから、第7期でも増加する見込み量を設定します。本市においては計画相談支援が少ないことが課題となっているため、第7期においても独自指標を設け、相談支援事業所の体制強化に取り組みます。

地域移行支援、地域定着支援については、地域移行を進めるために必要なサービスであり、ニーズも高いことから第7期でも増加する見込み量を設定します。

内容	単位	実績		見込(量) R5年度	第7期見込(量)		
		R3年度	R4年度		R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	利用者数 (人／月)	598	640	704	775	853	939
地域移行支援	利用者数 (人／月)	3	9	10	11	12	14
地域定着支援	利用者数 (人／月)	34	66	72	79	87	95

★独自指標

計画相談支援員数、計画相談支援事業所数に関して独自指標を設定し、相談支援事業所の体制強化を図ります。

指標	実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度末)
計画相談支援員数	21人増加 (令和3～4年度の合計)	90人増加 (令和6年～8年度の合計)
計画相談支援事業所数	84事業所	114事業所

(5) 障がい児福祉サービス

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて、第3期の見込み量を設定します。

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については第2期において利用が増加傾向にあり、また「児童発達支援事業に関するアンケート」「放課後等デイサービスに関するアンケート」結果（P●●参照）から今後もニーズが高いと考えられるため、第3期においても増加する見込み量を設定します。

依然としてニーズの高い状況にある児童発達支援および放課後等デイサービスについては、延べ日数の見込（量）を超過した場合に、児童福祉法第21条の5の15に基づく事業所指定の運用について検討することとし、サービスの質の確保、ニーズに応じたサービス提供を支援していきます。

障害児相談支援についてはニーズが高いことから、本市での相談支援事業所の人材確保支援事業や計画相談支援の導入事業により、第3期で増加する見込み量を設定します。

医療的ケア児に対するコーディネーターの配置については、国の基本指針（第2期）から新たに見込むことが求められた項目です。令和元年度からコーディネーターを配置していますが、配置人数を拡充するとともに、研修の機会等を通じた各コーディネーターへのフォローアップや、コーディネーター間あるいは他機関との支援情報の共有等ネットワークの構築を促進しつつ、医療的ケア児に対する支援の強化を図ります。

内容	単位	実績		見込（量） R5年度	第3期見込（量）		
		R3年度	R4年度		R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	利用児童数 (人／月)	1,588	1,738	1,884	2,063	2,252	2,455
	延べ日数 (日／月)	16,933	17,755	18,873	20,100	21,283	22,609
放課後等 デイサービス	利用児童数 (人／月)	3,502	3,889	4,293	4,793	5,322	5,908
	延べ日数 (日／月)	46,257	49,633	54,686	59,949	65,365	71,649
保育所等訪問支援	利用児童数 (人／月)	146	219	247	342	454	501
	延べ日数 (日／月)	246	389	420	583	773	853
居宅訪問型児童 発達支援	利用児童数 (人／月)	1	1	1	1	1	1
	延べ日数 (日／月)	1	1	2	2	2	2

内容	単位	実績		見込（量） R 5 年度	第 3 期見込（量）		
		R 3 年度	R 4 年度		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
福祉型障害児入所施設	利用児童数 (人／月)	23	25	25	25	25	25
医療型障害児入所施設	利用児童数 (人／月)	19	19	25	30	35	35
障害児相談支援	利用児童数 (人／月)	60	65	75	85	95	105
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置人数 (人)	4	29	34	39	44	49

(6) 発達障がいのある人に対する支援

神戸市発達障害児（者）支援地域協議会代表者会において、神戸市発達障害者支援センターの運営や事業等について検証します。令和元年度以降は年2回開催しており、第7期においても引き続き開催することを見込んでいます。

発達障害者支援センター（発達障害者相談窓口を含む）の相談については、第6期では減少傾向にあったものの、今後も継続して発達障がいのある人の早期発見、早期対応のために周知啓発を行うため、第7期は相談件数増加の見込み量を設定します。

発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言、外部機関や地域住民への研修、啓発についても引き続き実施していくことから、第7期においても第6期と同程度の見込み量を設定します。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の参加者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数については、国の基本指針（第6期）から新たに見込むことが求められた項目であり、令和4年度の実績を踏まえて、第6期と同程度の見込み量を設定します。

内容	単位	実績		見込(量) R5年度	第7期見込(量)		
		R3年度	R4年度		R6年度	R7年度	R8年度
発達障害者支援地域協議会の開催	開催回数 (回／年)	2	2	2	2	2	2
発達障害者支援センターによる相談支援	相談件数 (件／年)	921	901	950	1,000	1,050	1,100
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	助言件数 (件／年)	17	24	30	31	33	35
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	研修・啓発件数 (件／年)	118	138	100	100	100	100
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)【新】	受講者数 (人／年)	—	188	160	180	180	180
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)【新】	受講者数 (人／年)	—	0	0	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人数	10	11	10	10	10	15
ピアサポートの活動への参加人数	参加人数 (人／年)	70	48	50	50	50	50

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療および福祉関係者による協議の場として「精神障害者地域移行・地域定着推進連携会議」などをすでに設置しており、引き続き開催します。また、目標設定と評価を引き続き行います。

精神障がいのある人の地域移行、地域定着、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）については、実態調査より地域移行に関して一定のニーズがあることから、第7期において増加する見込み量を設定します。

内容	単位	実績		見込(量) R5年度	第7期見込(量)		
		R3年度	R4年度		R6年度	R7年度	R8年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催	開催回数 (回／年)	6	12	8	11	14	17
保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（合計人數）	参加人数 (合計) (人／年)	89	97	175	194	212	230
関係者ごとの参加人数（保健）	参加人数 (人／年)	5	13	44	47	50	53
関係者ごとの参加人数（医療・精神科）	参加人数 (人／年)	34	21	21	24	27	30
関係者ごとの参加人数（医療・精神以外）	参加人数 (人／年)	0	0	0	0	0	0
関係者ごとの参加人数（福祉）	参加人数 (人／年)	44	47	83	87	90	93
関係者ごとの参加人数（介護）	参加人数 (人／年)	0	0	7	10	13	16
関係者ごとの参加人数（当事者および家族）	参加人数 (人／年)	4	10	14	17	20	23
関係者ごとの参加人数（その他）	参加人数 (人／年)	2	6	6	9	12	15
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	目標設定 および評価 (回／年)	2	2	3	3	3	3
精神障がい者の地域移行支援	利用者数 (人／月)	2	8	8	9	9	11
精神障がい者の地域定着支援	利用者数 (人／月)	9	16	18	20	22	24
精神障がい者の共同生活援助	利用者数 (人／月)	176	225	273	331	401	486
精神障がい者の自立生活援助	利用者数 (人／月)	6	11	12	16	19	24
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）【新】	利用者数 (人／月)	—	75	79	97	112	129

(8) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

障害者相談支援センターにおいて障がいのある人などからの様々な相談を受け、障がい福祉サービスなどにつなぐほか、地域の関係機関などと連携して障がいのある人などに対して総合的・専門的な相談支援を実施しています。

また、引き続き、障害者相談支援センターが各区の自立支援協議会にて実施する個別支援会議において専門的な指導や助言を実施します。さらに、初任者向け研修やプラン作成の研修等を充実させ、相談支援を行う人材の育成を図ります。加えて、利用者および地域の障がい福祉サービスなどの社会的基盤の整備の実情を的確に把握するため、自立支援協議会の運営部会や作業部会などを活用し、関係機関の連携強化を図ります。

具体的な見込量は、「専門的な指導および助言」については障害者相談支援センターによる個別支援会議回数の見込（量）、「人材育成の支援」については基幹相談支援センターの研修回数の見込（量）、「連携強化の取組」については運営部会や作業部会の実施回数の見込（量）をそれぞれ設定します。

なお、見込み量の確保にあたって、相談支援事業所の質の向上を図るため、相談支援事業所の事業者研修受講者数に関して独自指標を設けます。

内容	単位	実績		見込（量） R 5年度	第7期見込（量）		
		R 3年度	R 4年度		R 6年度	R 7年度	R 8年度
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保							
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	指導・助言回数 (回／年)	106	81	85	85	85	85
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	支援件数 (件／年)	4	8	6	6	6	6
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	実施回数 (件／年)	37	63	64	64	64	64
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	実施回数 (回／年)	451	461	422	422	422	422
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	配置数 (人)	10	12	13	13	13	13

内容	単位	実績		見込(量) R5年度	第7期見込(量)		
		R3年度	R4年度		R6年度	R7年度	R8年度
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善							
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	実施回数 (回／年)	9	9	9	9	9	9
参加事業所・機関数	事業所・機関数	1,016	1,076	1,130	1,186	1,246	1,308
協議会の専門部会の設置数	設置数	64	64	67	67	67	67
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	実施回数 (回／年)	451	461	422	422	422	422

★独自指標

相談支援事業所事業者研修受講者数に関して独自指標を設定し、相談支援体制の質の向上を図ります。

指標	実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度末)
相談支援事業所事業者研修受講者数	503人 (令和2年～令和4年度の合計)	600人 (令和6年～8年度の合計)

(9) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障がい福祉に携わる市職員に新任研修や虐待防止研修などへの参加を促すとともに、今後、県が実施する職員向け研修へ積極的に参加するなど、市職員のさらなる知識・能力の向上を図ります。また、障がい福祉サービス事業所からの過誤の多い請求などについて、実地調査や集団指導などを通じて情報を共有します。さらに、障がい福祉サービス事業所への指導監査結果について、県において実施している関係自治体との研修会において共有を図ります。

内容	単位	実績		見込(量) R5年度	第7期見込(量)		
		R3年度	R4年度		R6年度	R7年度	R8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加	参加人数 (人/年)	88	94	100	100	100	100
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業者や関係自治体等と共有する体制の有無およびそれに基づく実施	体制の有無	有	有	有	有	有	有
	実施回数 (回/年)	1	1	1	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有							
指導監査の適正な実施	実施の有無	有	有	有	有	有	有
指導監査結果を関係自治体と共有する体制の有無およびそれに基づく共有	体制の有無	有	有	有	有	有	有
	共有回数 (回/年)	1	1	1	1	1	1

★独自指標

災害時においても適切な医療の提供や障がい福祉サービスを提供できるよう事前の備えとして、災害時に安心して避難生活を送れるように福祉避難所や福祉避難スペースの充実などを図るとともに、特に配慮が必要な医療的ケア児者を含む『在宅で身体障害者手帳1・2級（肢体不自由）かつ療育手帳Aの所持者』に対する災害時の個別避難計画の策定を独自指標とします。

指標	実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度末)
重度の心身障がいのある人の災害時の個別避難計画の策定数 (在宅で身体障害者手帳1・2級（肢体不自由）かつ療育手帳Aの所持者、医療的ケアが必要な方)	104件	600件

第5章 地域生活支援事業の種類ごとの見込量と確保の方策

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて、第7期の見込み量を設定します。

理解促進研修・啓発事業については、引き続き実施するとともに、課題として挙げられているヘルプマークについて独自指標を設け、認知度の向上を図ります。

ニーズの多い手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、増加する見込み量を設定するとともに、「神戸市みんなの手話言語条例」に基づき、手話に対する理解を広げる独自指標を設定します。

内容	単位	実績		見込（量） R 5年度	第7期見込（量）		
		R 3年度	R 4年度		R 6年度	R 7年度	R 8年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3) 相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施箇所数	19	19	19	19	19	19
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人/年)	106	122	144	144	144	144
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延べ利用者数 (人/年)	4,414	4,679	5,100	5,202	5,306	5,412
手話通訳者設置事業	実設置者数	14	14	14	14	14	14

内容	単位	実績		見込(量) R5年度	第7期見込(量)		
		R3年度	R4年度		R6年度	R7年度	R8年度
(7) 日常生活用具給付等事業							
合計	給付件数	35,497	35,703	35,864	36,032	36,207	36,390
①介護・訓練支援用具	給付件数	136	161	156	151	147	142
②自立生活支援用具	給付件数	385	342	313	287	263	241
③在宅療養等支援用具	給付件数	429	391	359	330	302	278
④情報・意思疎通支援用具	給付件数	678	703	690	676	664	651
⑤排泄管理支援用具	給付件数	33,827	34,064	34,308	34,554	34,802	35,051
⑥居宅活動動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	42	42	38	34	30	27
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実養成講習 修了者数 (人/年)	130	233	230	255	255	255
	実利用者数 (人/年)	2,662	2,883	3,005	3,187	3,381	3,586
(9) 移動支援事業	延べ利用 時間数 (時間/年)	650,234	695,24 9	740,174	788,00 1	838,91 9	893,127
(10) 地域活動支援センター							
神戸市内分	実施箇所数	18	18	18	18	18	18
	実利用者数 (人/年)	713	727	739	751	764	777
他市町村分	実施箇所数	11	10	10	10	10	10
	実利用者数 (人/年)	23	24	25	26	27	28
(11) 発達障害者支援センターコンサルタント事業	実施箇所数	5	5	5	5	5	5
	実利用者数 (人/年)	4,655	4,832	4,700	4,000	4,000	4,000
(12) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者・要約筆記者 養成研修事業	実養成講習修了者 数(人/年)	34	44	51	55	55	55
盲ろう者向け通訳・介助 員養成研修事業	実養成講習修了者 数(人/年)	0	6	8	10	10	10
失語者向け意思疎通支援 者養成研修事業	実養成講習修了者 数(人/年)	6	7	1	10	10	10

内容	単位	実績		見込（量） R 5年度	第7期見込（量）		
		R 3年度	R 4年度		R 6年度	R 7年度	R 8年度
(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用件数 (件/年)	15	15	15	20	22	24
盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業	実利用件数 (件/年)	581	723	940	1,071	1,220	1,390
失語者向け意思疎通支援者 派遣事業	実利用件数 (件/年)	-	-	50	305	310	315
(15) 広域的な支援事業							
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
ア. 地域生活支援広域調整会議等事業	会議開催回数 (回/年)	1	1	1	1	1	1
イ. 地域移行・地域生活支援事業	ピアサポート従事者数	13	17	22	27	32	37
ウ. 災害時心のケア体制整備事業	相談員配置の有無	無	無	無	無	無	無
②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催回数 (回/年)	2	2	2	2	2	2
(16) その他実施する事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	訪問入浴サービス事業、福祉ホームの運営、日中一時支援事業、障害者スポーツ教室開催事業、障害者社会参加促進事業、点字・声の広報等発行 等						

★独自指標

該当事業	指標	実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度末)
(1) 理解促進研修・啓発事業	ヘルプマークの配布数	21,271個 (令和2~4年度)	24,000個 (令和6年~8年度の合計)
(6) 意思疎通支援事業	手話啓発講座の受講者数	1,999人 (令和2~4年度)	1,200人 (令和6年~8年度の合計)